
協会基金の有効活用・見直しに伴う経理規則等の一部改正について

日証協 平成 28 年 3 月 16 日

「協会予算及び財務に関する中期方針（第 3 期）」（平成 26 年 10 月 29 日理事会承認）において、協会基金の有効活用・見直しについて検討するとされたことを受け検討を進めてきたところである。今般、協会員の過剰金等のこれまで活用されてこなかった基金の有効活用の観点や複数ある基金を集約し簡潔化を図る観点から、基金の統廃合を実施し、経理規則等の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

協会基金の有効活用・見直しに伴う経理規則等の一部改正について

平成 28 年 3 月 16 日

日本証券業協会

I. 改正の趣旨

本協会では「協会予算及び財務に関する中期方針（第 3 期）」（平成 26 年 10 月 29 日理事会承認）において、協会基金の有効活用・見直しについて検討するとされたことを受け検討を進めてきたところである。今般、見直しを検討する中で、協会員の過怠金等のこれまで活用されてこなかった基金の有効活用の観点や複数ある基金を集約し簡潔化を図る観点から、基金の統廃合を実施することとした。については、基金の統廃合に伴う会計区分の整備等を図るための経理規則等の一部改正及びその他所要の改正を行う。

II. 改正の骨子

1. 協会基金の有効活用・見直しに伴う一部改正

(1) 「経理規則」の一部改正

会員一般基金特別会計、会員研修基金特別会計、会員証券市場公正化・活性化基金特別会計、特別会員一般基金特別会計及び特定業務会員一般基金特別会計を廃止し、協会員一般基金統合特別会計、会員証券市場活性化基金特別会計及び協会員証券市場公正化基金統合特別会計を設置する。

(第 5 条及び第 31 条から第 34 条まで)

(2) 「資格管理事業統合特別会計規則」の一部改正

経理規則の改正に伴い、資格管理事業統合特別会計規則において経理規則の条文を引用する箇所の改正を行う。

(第 1 条)

(3) 理事会決議「協会加入等に伴う会員一般基金の拠出について」の一部改正

「会員一般基金」が「協会員一般基金」に統合されることに伴い、会員が拠出する基金の拠出額の算出方法について改正を行う。

2. その他所要の改正

(1) 「経理規則」の一部改正

会計処理の実態に合わせて、協会運営安定積立資産をその他固定資産とする。

(第 35 条)

(2) 理事会決議「基金の運用管理基準について」の一部改正

基金の運用実態に鑑み、運用先として定めるもののうち今後運用先として選定する見込みのないものを削る。

((6)~(8))

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

「経理規則」の一部改正について

平成 28 年 3 月 16 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>(会計区分)</p> <p>第 5 条 定款第 80 条第 2 項に規定する一般会計には、会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計（以下「<u>会員一般会計</u>」という。）、特別会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計（以下「<u>特別会員一般会計</u>」という。）及び特定業務会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計（以下「<u>特定業務会員一般会計</u>」<u>という。</u>）を設置し、それぞれ区分して処理する。</p> <p>2 定款第 80 条第 2 項に規定する特別会計には、会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「<u>会員特別会計</u>」という。）、特別会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「<u>特別会員特別会計</u>」という。）、特定業務会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「<u>特定業務会員特別会計</u>」<u>という。</u>）又は会員、特別会員及び特定業務会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「<u>統合特別会計</u>」という。）を設置することができる。この場合、特別会計はそれぞれ区分して処理する。</p> <p>3 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 会員特別会計</p>	<p>(会計区分)</p> <p>第 5 条 定款第 80 条第 2 項に規定する一般会計には、会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計（以下「<u>会員一般会計</u>」という。）、特別会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計（以下「<u>特別会員一般会計</u>」という。）及び特定業務会員からの収入を主体にして支出に充てる一般会計（以下「<u>特定業務会員一般会計</u>」）を設置し、それぞれ区分して処理する。</p> <p>2 定款第 80 条第 2 項に規定する特別会計には、会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「<u>会員特別会計</u>」という。）、特別会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「<u>特別会員特別会計</u>」という。）、特定業務会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「<u>特定業務会員特別会計</u>」）又は会員、特別会員及び特定業務会員からの収入を主体にして、特定の目的のための支出に充てる特別会計（以下「<u>統合特別会計</u>」という。）を設置することができる。この場合、特別会計はそれぞれ区分して処理する。</p> <p>3 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 会員特別会計</p>

新	旧
<p>イ 金融・証券教育支援事業特別会計</p> <p>ロ システム利用特別会計</p> <p>ハ 地区特別事業特別会計</p> <p>ニ 第 31 条第 2 項第 1 号に規定する会員特別会計</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 統合特別会計</p> <p>イ 資格管理事業統合特別会計</p> <p>ロ <u>第 31 条第 2 項第 2 号に規定する統合特別会計</u></p> <p>4 会員から受け入れた定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、必要に応じて会員特別会計を設置し、処理することができる。</p> <p>5 特別会員から受け入れた定款第 33 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、必要に応じて特別会員特別会計を設置し、処理することができる。</p> <p>6 特定業務会員から受け入れた定款第 30 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、必要に応じて特定業務会員特別会計を設置し、処理することができる。</p> <p>(基金特別会計の設置)</p>	<p>イ 金融・証券教育支援事業特別会計</p> <p>ロ システム利用特別会計</p> <p>ハ 地区特別事業特別会計</p> <p>ニ 第 31 条第 2 項第 1 号に規定する会員特別会計</p> <p>2 <u>特別会員特別会計</u></p> <p><u>第 31 条第 2 項第 2 号に規定する特別会員特別会計</u></p> <p>3 <u>特定業務会員特別会計</u></p> <p><u>第 31 条第 2 項第 3 号に規定する特定業務会員特別会計</u></p> <p>4 統合特別会計</p> <p>資格管理事業統合特別会計</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>4 会員から受け入れた定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、<u>前項第 1 号に掲げるもののほか</u>、必要に応じて会員特別会計を設置し、処理することができる。</p> <p>5 特別会員から受け入れた定款第 33 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、<u>第 3 項第 2 号に掲げるもののほか</u>、必要に応じて特別会員特別会計を設置し、処理することができる。</p> <p>6 特定業務会員から受け入れた定款第 30 条で準用する定款第 15 条第 2 項に規定する特別会費については、<u>第 3 項第 3 号に掲げるもののほか</u>、必要に応じて特定業務会員特別会計を設置し、処理することができる。</p> <p>(基金特別会計の設置)</p>

新	旧
<p>第 31 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 会員特別会計</p> <p>イ <u>会員証券市場活性化基金特別会計</u> (削 る) (削 る)</p> <p>ロ 理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る会員特別会計 (削 る) (削 る)</p> <p>2 <u>統合特別会計</u></p> <p>イ <u>協会員一般基金統合特別会計</u></p> <p>ロ <u>協会員証券市場公正化基金統合特別会計</u></p> <p>(基金の管理及び運用)</p> <p>第 32 条 (現行どおり)</p> <p>2 基金の元本については、これを <u>取り崩し</u> 他の会計に収入として繰り入れることはできない。ただし、本協会が特に必要があると認めるときは、理事会の決議によりこれを行うことができる。</p> <p>3 <u>前条第2項第2号イ</u>に規定する <u>協会員一般基金統合特別会計</u> については、資金原資を明確化することを目的として、<u>会員、特別会員及び特定業務会員</u> に区分して処理する。 (削 る)</p>	<p>第 31 条 (省 略)</p> <p>2 前項に規定する特別会計は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 会員特別会計</p> <p>イ <u>会員一般基金特別会計</u></p> <p>ロ <u>会員研修基金特別会計</u></p> <p>ハ <u>会員証券市場公正化・活性化基金特別会計</u></p> <p>ニ 理事会決議に基づき、特定の事業目的のために置かれた基金に係る会員特別会計</p> <p>2 <u>特別会員特別会計</u> <u>特別会員一般基金特別会計</u></p> <p>3 <u>特定業務会員特別会計</u> <u>特定業務会員一般基金特別会計</u> (新 設)</p> <p>(基金の管理及び運用)</p> <p>第 32 条 (省 略)</p> <p>2 基金の元本については、これを <u>取崩し</u> 他の会計に収入として繰り入れることはできない。ただし、本協会が特に必要があると認めるときは、理事会の決議によりこれを行うことができる。</p> <p>3 <u>前条第2項第1号ハ</u>に規定する <u>会員証券市場公正化・活性化基金特別会計</u> については、資金原資及 <u>び使途</u> を明確化することを目的として、<u>公正化勘定と活性化勘定</u> とに区分して処理する。</p> <p>4 <u>前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業</u> (定款第7条第1項第1号から第11号</p>

新	旧
<p><u>4</u> 第2項の規定にかかわらず、<u>会員証券市場活性化基金特別会計</u>に属する基金の元本は、<u>活性化に資する事業(定款第7条第1項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)</u>の支出に充てるため、<u>協会員証券市場公正化基金統合特別会計</u>に属する基金の元本は公正化等に資する事業(同項第1項第1号から第11号まで、第13号及び第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第11号に掲げる業務にあつては、協会員の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)の支出に充てるため、<u>予算の定めるところにより、当該それぞれの事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p>(入会金の基金特別会計への繰入れ)</p> <p>第33条 定款第24条に規定する入会金については、収納の都度、これを <u>協会員一般基金統合特別会計</u> に収入として繰り入れる。</p>	<p><u>まで、第13号及び第18号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第11号に掲げる業務にあつては、協会員の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)</u>に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、<u>活性化勘定とは、活性化に資する事業(同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)</u>に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。</p> <p><u>5</u> 第2項の規定にかかわらず、<u>第3項に規定する会員証券市場公正化・活性化基金特別会計の公正化勘定</u>に属する基金の元本については、<u>公正化に資する事業の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p>(入会金の基金特別会計への繰入れ)</p> <p>第33条 定款第24条に規定する入会金については、収納の都度、これを <u>会員一般基金特別会計、特別会員一般基金特別会計又は特定業務会員一般基金特別会計</u> に収入として繰り入れる。</p>

新	旧
<p>(運用益の処理)</p> <p>第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>1 <u>会員証券市場活性化基金特別会計</u>における運用益については、活性化に資する事業の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</p> <p>2 <u>第31条第2項第1号ロ</u>に規定する特別会計における運用益については、予算の定めるところにより、会員一般会計又は会員特別会計に収入として繰り入れることができる。</p> <p>3 <u>協会員一般基金統合特別会計</u>における運用益については、予算の定めるところにより、<u>会員一般会計、特別会員一般会計 又は 特定業務会員一般会計</u>に収入として繰り入れることができる。</p> <p>4 <u>協会員証券市場公正化基金統合特別会計</u>における運用益については、<u>公正化等に資する事業の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に</u>収入として繰り入れることができる。</p> <p>5 予算の定めのない収入が発生した場合に</p>	<p>(運用益の処理)</p> <p>第 34 条 基金の運用益については、次のように処理する。</p> <p>1 <u>会員一般基金特別会計における運用益については、予算の定めるところにより、会員一般会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p>2 <u>会員研修基金特別会計における運用益については、研修事業費の支出に充てるため、会員一般会計に収入として繰り入れる。</u></p> <p>3 <u>会員証券市場公正化・活性化基金特別会計</u>における運用益については、<u>公正化に資する事業又は活性化に資する事業の支出に充てるため、予算の定めるところにより、当該事業に係る会計に収入として繰り入れることができる。</u></p> <p>4 <u>第31条第2項第1号ニ</u>に規定する特別会計における運用益については、予算の定めるところにより、会員一般会計又は会員特別会計に収入として繰り入れることができる。</p> <p>5 <u>特別会員一般基金特別会計</u>における運用益については、予算の定めるところにより、<u>特別会員一般会計</u>に収入として繰り入れることができる。</p> <p>6 <u>特定業務会員一般基金特別会計</u>における運用益については、予算の定めるところにより、<u>特定業務会員一般会計</u>に収入として繰り入れることができる。</p> <p>7 予算の定めのない収入が発生した場合に</p>

新	旧
<p>については、理事会の承認を得てこれを収入に繰り入れることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 固定資産</p> <p style="text-align: center;">(固定資産の範囲)</p> <p>第 35 条 この規則において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>1 特定資産</p> <p style="padding-left: 2em;">退職給付引当資産</p> <p style="padding-left: 4em;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 2em;">特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産等</p> <p>2 その他固定資産</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>協会運営安定積立資産</u>、土地、建物（付属設備を含む。）、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具備品、借地権、借家権、電話加入権等</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>については、理事会の承認を得てこれを収入に繰り入れることができる。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 固定資産</p> <p style="text-align: center;">(固定資産の範囲)</p> <p>第 35 条 この規則において、固定資産とは次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>1 特定資産</p> <p style="padding-left: 2em;">退職給付引当資産</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>協会運営安定積立資産</u></p> <p style="padding-left: 2em;">特定の目的のために使途、保有又は運用方法等に制約が存在する資産等</p> <p>2 その他固定資産</p> <p style="padding-left: 2em;">土地、建物（付属設備を含む。）、構築物、機械及び装置、車輛運搬具、器具備品、借地権、借家権、電話加入権等</p> <p>2 (省 略)</p>

「資格管理事業統合特別会計規則」の一部改正について

平成 28 年 3 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>経理規則第 5 条第 3 項第 2 号イ</u>に規定する資格管理事業統合特別会計（外務員登録事業及び資格試験事業に係る特別会計をいう。）について必要な事項を定め、当該特別会計の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第 1 条 この規則は、<u>経理規則第 5 条第 3 項第 4 号</u>に規定する資格管理事業統合特別会計（外務員登録事業及び資格試験事業に係る特別会計をいう。）について必要な事項を定め、当該特別会計の取扱いについての明確化等を図ることを目的とする。</p>

理事会決議「協会加入等に伴う会員一般基金の拠出について」の一部改正について

平成 28 年 3 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>協会加入等に伴う <u>協会員一般基金</u> の拠出について</p> <p>本協会に会員として新規加入する場合又は加入内容を変更し会員となる場合には、入会者（加入内容を変更し会員となる者を含む。以下同じ。）は定款第 82 条に規定する基金を、次の算式により納入することとする。ただし、次の算式により算出した額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円を納入することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> $A = \frac{\text{協会員一般基金 (会員区分)} + \text{基金運用益 (会員区分)}}{\text{会員資本金合計額}} \times \text{入会者資本金}$ <p>ただし、<u>協会員一般基金（会員区分）及び基金運用益（会員区分）</u>とは、<u>協会員一般基金統合特別会計において会員に区分計上する額をいい、それらの額及び会員資本金合計額</u>については、入会者が加入 <u>又は加入内容を変更</u>する月の前々月末の額とする。また、入会者資本金は、新規加入の場合は入会時の資本金の額（入会者が外国法人の場合には本支店勘定（国内持込資本金）の額とする。以下同じ。）とし、加入内容を変更し会員となる場合は、当該変更日時点の資本金の額とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>協会加入等に伴う <u>会員一般基金</u> の拠出について</p> <p>本協会に会員として新規加入する場合又は加入内容を変更し会員となる場合には、入会者（加入内容を変更し会員となる者を含む。以下同じ。）は定款第 82 条に規定する基金（<u>会員一般基金</u>）を、次の算式により納入することとする。ただし、次の算式により算出した額が 1,000 万円を超える場合には、1,000 万円を納入することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> $A = \frac{\text{会員一般基金} + \text{基金運用益}}{\text{会員資本金合計額}} \times \text{入会者資本金}$ <p>ただし、<u>会員一般基金、基金運用益及び会員資本金合計額</u>については、入会者が加入する月の前々月末の額とする。また、入会者資本金は、新規加入の場合は入会時の資本金の額（入会者が外国法人の場合には本支店勘定（国内持込資本金）の額とする。以下同じ。）とし、加入内容を変更し会員となる場合は、当該変更日時点の資本金の額とする。</p>

理事会決議「基金の運用管理基準について」の一部改正について

平成 28 年 3 月 16 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>本協会の定款第 82 条に規定する基金の運用管理については、次の基準により効率的に行うものとする。</p> <p>(1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券の買入れ</p> <p>(2) 株券（基金の額の 30%以内）又は出資証券の買入れ</p> <p>(3) 証券投資信託の受益証券の買入れ</p> <p>(4) 金融機関への預貯金又は郵便貯金</p> <p>(5) 信託業務を営む銀行への金銭信託 (削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p>(削 る)</p> <p><u>(6)</u> 差入保証金等の預入れ</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>本協会の定款第 82 条に規定する基金の運用管理については、次の基準により効率的に行うものとする。</p> <p>(1) 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券又は社債券の買入れ</p> <p>(2) 株券（基金の額の 30%以内）又は出資証券の買入れ</p> <p>(3) 証券投資信託の受益証券の買入れ</p> <p>(4) 金融機関への預貯金又は郵便貯金</p> <p>(5) 信託業務を営む銀行への金銭信託</p> <p><u>(6) 証券金融会社等への金銭又は有価証券の貸付</u></p> <p><u>(7) 資本市場振興財団への金銭の消費寄託（研修基金の場合に限る。）</u></p> <p><u>(8) 建物、備品等の取得</u></p> <p><u>(9)</u> 差入保証金等の預入れ</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>